

# 第112回定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時  
（受付開始 午前9時予定）

## 開催場所

京都市下京区東堀川通塩小路下ル松明町1番地  
リーガロイヤルホテル京都  
2階「春秋の間」

## 目次

第112回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 取締役7名選任の件	6
第3号議案 監査役1名選任の件	12
（ご参考情報）	
業績ハイライト	15
コーポレートガバナンスの概要	16
事業報告	18
連結計算書類	36
計算書類	38
監査報告	40

- ◎当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（議決権行使書のご返送）による議決権のご行使をお願い申し上げます。
- ◎本総会終了後、その一部についてオンデマンド配信（事後配信）を行います（詳細は4頁をご参照ください）。

株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類、監査報告）は、会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、当社ウェブサイト等（1～2頁ご参照）でご提供することとなりました。

※基準日（2023年3月31日）までに書面交付請求をされた議決権を有する株主様には、法令および定款の規定に基づきウェブサイト上のみでのご提供とさせていただいた事項（2頁ご参照）を除き、書面でご提供いたします。なお、株主総会参考書類（議案の内容）につきましても、書面交付請求をされなかった株主様にも、書面でご提供することとさせていただきます。

※ご来場の株主様へのお土産の用意は、  
ございません。

証券コード 2531  
2023年6月2日

株 主 各 位

京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地  
宝ホールディングス株式会社  
取締役社長 木 村 睦

## 第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配をたまわり厚くお礼申しあげます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の次の当社ウェブサイト「第112回定時株主総会招集ご通知」および「第112回定時株主総会招集ご通知 その他の電子提供措置事項（交付書面への記載を省略した事項）」として掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

<https://ir.takara.co.jp/ja/Stock/StockholderMtg.html>

（検索エンジンにて「宝ホールディングス 株主総会」でご検索ください。）



当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、「株主総会参考書類」をご検討くださいませ、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

### 〔インターネットによる議決権行使の場合〕

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（3頁）をご高覧のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご登録ください。

### 〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

「議決権行使書」用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

※ご来場の株主様へのお土産の用意は、ございません。

敬 具

## 記

1. 日時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場所 京都市下京区東堀川通塩小路下ル松明町1番地  
リーガロイヤルホテル京都2階「春秋の間」

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第112期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）  
事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および  
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第112期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 決議事項

- |       |           |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件   |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、「議決権行使書」用紙をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、受付開始は、午前9時を予定しております。
  - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および定款の規定に基づき、書面交付請求をされた株主様に対する交付書面には記載しておりません。従いまして、同交付書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
    - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要」および「会社の支配に関する基本方針」
    - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
    - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
  - ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
  - ◎電子提供措置事項は、1頁に記載の当社ウェブサイトのほか、次の各サイトにも掲載しております。

・株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/2531/teiji/>



・東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



※銘柄名（宝ホールディングス）または証券コード（2531）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」をご選択ください。

- ◎株主総会参考書類を含む電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載の当社ウェブサイトならびに上記の株主総会資料掲載ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにて、その旨ならびに修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
- ◎以上のほか、招集ご通知発送後に、株主の皆様へお伝えすべき事項が生じた場合は、1頁に記載の当社ウェブサイトに掲載してお知らせいたします。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. 「スマート行使」による方法

- (1) 議決権行使書用紙の右片に記載のQRコード<sup>※1</sup>をスマートフォン等<sup>※2</sup>でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスのうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください（議決権行使コード（ID）およびパスワードのご入力は不要です。）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使いただく必要がございます。

### 2. 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

- (1) 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記アドレス）へアクセスのうえ、議決権行使書用紙の右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）およびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要がございます。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権行使コード（ID）およびパスワード（株主様による変更後のものを含みます。）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するためのものです。なお、パスワードを当社および株主名簿管理人よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは、一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

### 3. ご注意

- (1) 議決権の行使期限は、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までです。お早めのご行使をお願いいたします。
- (2) インターネットと書面（議決権行使書）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより、複数回、議決権を行使された場合は、最終のものを有効な行使としてお取扱いいたします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は、株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やインターネット環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。

### 4. お問い合わせ先（電話）

「スマート行使」・「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関してご不明な点は、みずほ信託銀行(株) 証券代行部(下記インターネットヘルプダイヤル)までお問い合わせください。

0120-768-524 (9:00~21:00) <フリーダイヤル>

以上

※1 「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※2 QRコードを読み取れるアプリケーションや機能が導入されていることが必要です。

### （ご参考）

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

## オンデマンド配信（事後配信）のご案内

本総会終了後、その一部についてオンデマンド配信（事後配信）を行います。

### 1. オンデマンド配信期間

2023年7月6日（木曜日）～2023年8月6日（日曜日）

※配信開始は状況により遅れる場合がございます。あらかじめご了承ください。

### 2. 視聴方法

上記配信期間中、当社ウェブサイト内の「株主総会」（下記アドレス）にアクセスの上、「第112回定時株主総会オンデマンド配信」をクリック（タップ）してください。

<https://ir.takara.co.jp/ja/Stock/StockholderMtg.html>

（検索エンジンにて「宝ホールディングス 株主総会」でご検索ください。）



### 3. ご注意

- ・配信内容の撮影・録画・録音・保存およびSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- ・インターネット接続・利用に関する費用は、株主様のご負担となります。
- ・お使いの機器やインターネット環境等によっては、映像・音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合や、ご視聴いただけない場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・オンデマンド配信用動画の撮影に際し、ご出席の株主様の容姿が映らないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

### 4. 視聴に関するお問合せ先（電話）

木村情報技術㈱

0952-97-9424（土・日・祝日を除く9:00～18:00）

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への積極的な利益還元を経営上の重要課題と位置付け、業績、財務状況、今後の事業展開などを総合的に勘案して利益還元を実施していくこととしております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、前期より1円増額して、次のとおり1株につき38円といたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金38円  
総額金7,512,756,978円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月30日

## 第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 木村 睦、高橋秀夫、仲尾功一、森 圭助、友常理子および川上智子の6氏全員が任期満了となり、また、取締役 吉田寿彦氏は2022年8月20日に逝去により退任しました。

つきましては、取締役7名を選任願いたいと存じます。

なお、本議案につきましては、指名・報酬委員会の審議を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）につきましては11頁を、また、当社の定める取締役候補者の基準および社外役員の独立性判断基準につきましては13頁および14頁をご参照ください。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日 等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<p>き むら 睦 木 村 睦</p> <p>【再任】</p> <p>1963年2月3日生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●所有する当社株式の数 95,200株</li> <li>●当社との特別の利害関係 なし</li> <li>●当期取締役会出席状況 14回中14回</li> </ul>	<p>1985年4月 当社入社</p> <p>2002年4月 タカラバイオ株式会社取締役</p> <p>2004年6月 同社常務取締役</p> <p>2007年6月 同社専務取締役</p> <p>2009年5月 同社取締役副社長</p> <p>2009年6月 同社代表取締役副社長</p> <p>2014年6月 当社取締役、宝酒造株式会社専務取締役</p> <p>2016年6月 当社代表取締役副社長、 宝酒造株式会社専務取締役</p> <p>2017年6月 当社代表取締役副社長、 宝酒造株式会社取締役</p> <p>2017年7月 当社代表取締役副社長、 宝酒造インターナショナル株式会社代表取締役社長、 宝酒造株式会社取締役</p> <p>2018年6月 当社代表取締役社長、 宝酒造インターナショナル株式会社代表取締役社長、 宝酒造株式会社取締役</p> <p>2020年4月 当社代表取締役社長、宝酒造株式会社取締役、 宝酒造インターナショナル株式会社取締役</p> <p>2022年6月 当社代表取締役社長、宝酒造株式会社取締役、 宝酒造インターナショナル株式会社取締役、 タカラバイオ株式会社取締役 現在に至る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●重要な兼職の状況 宝酒造株式会社 取締役 宝酒造インターナショナル株式会社 取締役 タカラバイオ株式会社 取締役</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●取締役候補者とした理由 当社の代表取締役としてリーダーシップを発揮し、また、当社グループの経営企画、財務、経理等の分野における豊富な経験と実績および海外事業にも携わるなどの経験を有するとともに、当社の定める取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。</li> </ul>	

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日 等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
2	<p>たか はし ひで お 高 橋 秀 夫</p> <p>【再任】</p> <p>1961年12月7日生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●所有する当社株式の数 22,500株</li> <li>●当社との特別の利害関係 なし</li> <li>●当期取締役会出席状況 14回中14回</li> </ul>	<p>1985年4月 当社入社</p> <p>2016年6月 宝酒造株式会社執行役員</p> <p>2017年6月 当社執行役員</p> <p>2018年6月 当社取締役、 宝酒造株式会社監査役</p> <p>2020年6月 当社取締役、 宝酒造株式会社監査役、 宝酒造インターナショナル株式会社監査役</p> <p>2021年6月 当社取締役</p> <p>2022年6月 当社常務取締役</p> <p>現在に至る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当社における現担当 人事、総務、広報・IR担当</li> </ul>
3	<p>なか お こう いち 仲 尾 功 一</p> <p>【再任】</p> <p>1962年6月16日生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●所有する当社株式の数 23,800株</li> <li>●当社との特別の利害関係 下記参照</li> <li>●当期取締役会出席状況 14回中14回</li> </ul>	<p>1985年4月 当社入社</p> <p>2002年4月 タカラバイオ株式会社取締役</p> <p>2003年6月 同社常務取締役</p> <p>2004年6月 同社専務取締役</p> <p>2007年6月 同社代表取締役副社長</p> <p>2009年5月 同社代表取締役社長</p> <p>2009年6月 当社取締役、 タカラバイオ株式会社代表取締役社長</p> <p>現在に至る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●重要な兼職の状況 タカラバイオ株式会社 代表取締役社長</li> </ul>
<p>●取締役候補者とした理由 当社グループの人事等に関する分野における豊富な経験と実績を有するとともに、当社の定める取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。</p> <p>●当社との特別の利害関係について 当社は、同氏が代表取締役を務めるタカラバイオ株式会社との間に次の取引があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社保有商標の使用許諾</li> <li>・情報システムに係る運用・保守受託、開発受託、機器賃貸および機器・ソフトウェア・サブライ品販売</li> <li>・事務所（同社所有建物の一部）の賃借</li> </ul>		



候補者番号	氏名 生年月日等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
4	<p>もり けい すけ 森 圭 助</p> <p>【再任】</p> <p>1962年7月8日生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●所有する当社株式の数 24,400株</li> <li>●当社との特別の利害関係なし</li> <li>●当期取締役会出席状況 14回中14回</li> </ul>	<p>1985年4月 当社入社</p> <p>2017年6月 当社執行役員</p> <p>2017年7月 当社執行役員、 宝酒造インターナショナル株式会社監査役</p> <p>2018年6月 当社取締役、 宝酒造インターナショナル株式会社監査役</p> <p>2020年6月 当社取締役、 宝酒造株式会社監査役、 宝酒造インターナショナル株式会社監査役</p> <p>2021年6月 当社取締役 現在に至る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当社における現担当 事業管理、サステナビリティ推進、経理・財務、 事業支援・IT推進担当</li> </ul>
5	<p>とも つね まさ こ 友 常 理 子 (戸籍上の氏名 井崎理子)</p> <p>【再任】</p> <p>&lt;社外&gt;&lt;独立&gt;</p> <p>1972年2月17日生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●所有する当社株式の数 0株</li> <li>●当社との特別の利害関係なし</li> <li>●当期取締役会出席状況 14回中14回</li> <li>●当社社外取締役在任期間 5年(本総会終結時)</li> </ul>	<p>2002年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会)、 田辺総合法律事務所入所</p> <p>2010年4月 自衛隊員倫理審査会委員(2020年3月まで)</p> <p>2013年4月 田辺総合法律事務所パートナー(現職)</p> <p>2018年6月 当社社外取締役(現職)</p> <p>2020年6月 株式会社弘電社社外取締役(監査等委員)(現職)</p> <p>現在に至る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●重要な兼職の状況 田辺総合法律事務所 パートナー 株式会社弘電社 社外取締役(監査等委員)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●社外取締役候補者とした理由等</li> </ul> <p>・同氏は社外取締役候補者であります。同氏を引き続き社外取締役候補者とした理由は、同氏はこれまでの職歴などを通じた企業法務等に関する豊富な経験と実績および高い見識を有しており、これらが当社の経営体制の一層の充実には反映されるものと判断され、同時に、当社の定める社外取締役候補者の基準を満たしていることによるものであります。</p> <p>・同氏はこれまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同様の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。</p>		

候補者番号	氏名等 生年月日等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
6	<p style="text-align: center;">かわ かみ とも こ 川 上 智 子</p> <p style="text-align: center;">【再任】</p> <p style="text-align: center;">＜社外＞＜独立＞</p> <p style="text-align: center;">1965年5月3日生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●所有する当社株式の数 0株</li> <li>●当社との特別の利害関係 なし</li> <li>●当期取締役会出席状況 14回中14回</li> <li>●当社社外取締役在任期間 4年（本総会終結時）</li> </ul>	<p>2000年4月 関西大学商学部専任講師</p> <p>2002年4月 関西大学商学部助教授</p> <p>2003年4月 ワシントン大学 Foster School of Business 客員研究員 (2004年3月まで、および2007年10月から 2008年3月まで)</p> <p>2007年4月 関西大学商学部准教授</p> <p>2009年4月 関西大学商学部教授（2015年3月まで）</p> <p>2012年8月 INSEAD ブルーオーシャン戦略研究所（フランス） 客員研究員（現職）</p> <p>2013年1月 ワシントン大学 Foster School of Business フルブライト研究員（2013年3月まで）</p> <p>2013年10月 南洋理工大学アジア消費者インサイト研究所 （シンガポール）リサーチフェロー （2018年7月まで）</p> <p>2015年4月 早稲田大学大学院 商学学術院 経営管理研究科 教授（現職）</p> <p>2016年4月 早稲田大学総合研究機構 早稲田ブルー・オーシャン 戦略研究所（現：早稲田ブルー・オーシャン・シフト 研究所）幹事（現職）</p> <p>2019年4月 早稲田大学スマート社会技術融合研究機構 マーケティング国際研究所（現：マーケ ティング&amp;サステナビリティ国際研究所） 所長（現職）</p> <p>2019年6月 当社社外取締役（現職）</p> <p>2019年12月 公認会計士試験 試験委員（2021年11月まで）</p> <p>2022年9月 コペンハーゲンビジネススクール招聘客員教授 （2022年12月まで）、 株式会社夢真ビーネックスグループ（現：株式会社 オープンアップグループ）社外取締役（現職）</p> <p>2023年3月 ハワイ大学マノア校シャイドラー経営大学院 客員研究員（現職） 現在に至る</p> <p>●重要な兼職の状況 早稲田大学大学院 商学学術院 経営管理研究科 教授 株式会社オープンアップグループ 社外取締役</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社外取締役候補者とした理由等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同氏は社外取締役候補者であります。同氏を引き続き社外取締役候補者とした理由は、同氏はこれまでの職歴などを通じた経営学およびマーケティング等に関する豊富な経験と実績および高い見識を有しており、これらが当社の経営体制の一層の充実に反映されるものと判断されるとともに、当社の定める社外取締役候補者の基準を満たしていることによるものであります。また、同氏には、上記の専門的な立場からの監督、助言等を行うための役割を期待するものであります。</li> <li>・同氏はこれまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同様の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。</li> </ul>

候補者番号	氏名等 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	<p>もと みや たか お 本 宮 孝 夫</p> <p>【新任】</p> <p>&lt;社外&gt;&lt;独立&gt;</p> <p>1956年12月10日生</p> <p>●所有する当社株式の数 0株</p> <p>●当社との特別の利害関係 なし</p> <p>●当期取締役会出席状況 —</p>	<p>1975年4月 国税庁関東信越国税局入局</p> <p>2009年7月 同庁課税部酒税課酒税企画官</p> <p>2012年7月 同庁関東信越国税局古河税務署長</p> <p>2013年7月 独立行政法人酒類総合研究所総務課長</p> <p>2014年7月 国税庁長官官房総務課監督評価官室長</p> <p>2016年7月 同庁高松国税局長</p> <p>2017年7月 同庁退官</p> <p>2017年12月 本宮孝夫税理士事務所税理士（現職）</p> <p>現在に至る</p> <p>●重要な兼職の状況 本宮孝夫税理士事務所 税理士</p>
	<p>●社外取締役候補者とした理由等</p> <p>・同氏は社外取締役候補者であります。同氏を新たな社外取締役候補者とした理由は、同氏はこれまでの職歴などを通じた税務等に関する豊富な経験と実績および高い見識を有しており、これらが当社の経営体制の一層の充実に反映されるものと判断されるとともに、当社の定める社外取締役候補者の基準を満たしていることによるものであります。また、同氏には、上記の専門的な立場からの監督、助言等を行うための役割を期待するものであります。</p> <p>・同氏はこれまで会社の経営に関与したことはありませんが、同様の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。</p>	

- (注) 1. 友常理子、川上智子および本宮孝夫の3氏については、当社の定める社外役員の独立性判断基準をそれぞれ満たしております。友常理子および川上智子の両氏に関しては、当社が株式を上場している東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出を既に行っており、本宮孝夫氏に関しては、同様の届出を行う予定であります。
2. 当社は、友常理子および川上智子の両氏との間で、会社法第425条第1項各号の額の合計額を責任限度額とする責任限定契約をそれぞれ締結しており、本議案において両氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約をそれぞれ継続する予定であります。また、本議案において本宮孝夫氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告4.（4）「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。本議案において再任候補者6氏の選任が承認された場合、当該6氏は引き続き当該保険契約の被保険者となり、新任候補者である本宮孝夫氏の選任が承認された場合、同氏は新たに当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

取締役候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）

氏名	企業経営 経営戦略	財務 会計 税務	法務 コンプライアンス	人事 労務	研究開発 製品技術	ブランド戦略 マーケティング	海外ビジネス 国際性
木村 睦	●	●	●	●			●
高橋秀夫			●	●			
仲尾功一	●		●	●	●	●	●
森 圭助	●	●					
友常理子			●	●			
川上智子	●					●	●
本宮孝夫		●	●				

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 北井久美子氏が任期満了となります。

つきましては、監査役1名を選任願いたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

当社の定める監査役候補者の基準および社外役員の独立性判断基準につきましては13頁および14頁をご参照ください。

氏名 生年月日等	略歴、地位および重要な兼職の状況
よしもと あきこ 吉本明子  <b>【新任】</b> <社外><独立> 1963年2月4日生  ●所有する当社株式の数 0株 ●当社との特別の利害関係 なし ●当期取締役会出席状況 ー ●当期監査役会出席状況 ー  ●社外監査役候補者とした理由等	1985年4月 労働省（現：厚生労働省）入省 2015年7月 厚生労働省大臣官房審議官（労災担当） 2015年10月 同省大臣官房審議官 （雇用均等・児童家庭、少子化対策担当） 2017年7月 同省中央労働委員会事務局審議官 （調整、企画広報担当） 2018年7月 同省人材開発統括官 2019年7月 同省中央労働委員会事務局長 2021年10月 同省退官 2022年2月 ポストコンサルティンググループ シニアアドバイザー（現職） 2022年6月 株式会社トーエネック社外取締役（現職） 現在に至る  ●重要な兼職の状況 ポストコンサルティンググループ シニアアドバイザー 株式会社トーエネック 社外取締役
・同氏は社外監査役候補者であります。同氏を新たな社外監査役候補者とした理由は、同氏はこれまでの職歴などを通じた労働法制等に関する豊富な経験と実績および高い見識を有しており、これらが当社の監査体制の一層の充実に反映されるものと判断されるとともに、当社の定める社外監査役候補者の基準を満たしていることによるものであります。 ・同氏はこれまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同様の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。	

- (注) 1. 吉本明子氏については、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社が株式を上場している東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出を行う予定であります。
2. 本議案において吉本明子氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第425条第1項各号の額の合計額を責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告4.（4）「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。本議案において吉本明子氏の選任が承認された場合、同氏は新たに当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

### 取締役・監査役候補者の指名に関する方針と手続

取締役候補者の指名については、次の基準に照らし、代表取締役社長が指名・報酬委員会の審議を経て取締役会に提案し、決議している。

- ・優れた人格・見識と経営全般の見地から経営課題を認識してこれを解決できる能力を有すること。
- ・業務執行取締役においては、専門分野における十分な知見・経験・実績を有するとともに、高い組織運営能力を有すること。
- ・社外取締役においては、出身の各分野における豊富な経験を有するとともに、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有していること。

監査役候補者の指名については、次の基準に照らし、代表取締役社長が監査役会の同意を得て取締役会に提案し、決議している。

- ・優れた人格・見識と経営全般の見地から経営課題を認識して、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するためのモニタリング・助言・提言ができる能力を有していること。
- ・社内出身の監査役においては、専門分野における十分な知見・経験・実績を有すること。
- ・社外監査役においては、出身の各分野における豊富な経験を有すること。

## 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下総称して「社外役員」という。）のうち、以下の各要件のすべてを満たす場合には、当社からの独立性を有している者と判断する。

1. 現在および過去のいずれの時点においても、次の要件を満たすこと。  
当社、当社の子会社または関連会社（以下総称して「当社グループ」という。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人をいう。以下同じ。）でないこと。
2. 現在および過去5年間に於いて、次のすべての要件を満たすこと。
  - (1) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
  - (2) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を有する会社その他の団体またはその業務執行者でないこと。
  - (3) 当社グループの主要な取引先である者（当社グループとの取引額が、当社の一事業年度における連結売上高の2%以上の者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
  - (4) 当社グループを主要な取引先とする者（当社グループとの取引額が、自らの一事業年度における連結売上高の2%以上の者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
  - (5) 当社グループの主要な借入先（当社グループの借入金残高が、当社の連結総資産の2%以上の借入先をいう。ただし、これに該当しない場合であっても、当社の事業報告等において「主要な借入先」として記載する借入先については、当社グループの主要な借入先に該当するものとみなす。）またはその業務執行者でないこと。
  - (6) 当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬等を受領している弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門サービス提供者（法人その他の団体であるときはそれに所属して当該サービスを提供する者）でないこと。
  - (7) 当社グループの会計監査人（法人であるときはそれに所属して業務を執行する者）でないこと。
  - (8) 当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者（法人その他の団体であるときはそれに所属して業務を執行する者）でないこと。
  - (9) 社外役員の相互就任関係（当社グループの業務執行者が当社グループ以外の会社の社外役員であり、かつ、当該当社グループ以外の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。）となる会社の業務執行者でないこと。
  - (10) 近親者（配偶者または二親等内の親族をいう。）が、当社グループの業務執行者（使用人にあつては部長に相当する役職以上の者に限る。）でなく、かつ、上記（1）から（9）までに掲げる者（会社の業務執行者のうち使用人にあつては部長に相当する役職以上の者に限り、会社以外の団体に所属する者にあつては重要な業務を執行する者に限る。）でないこと。
3. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

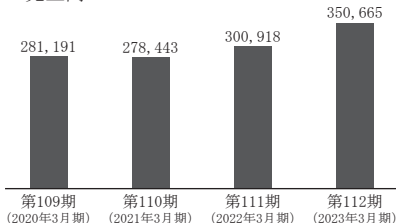
以上

## 業績ハイライト

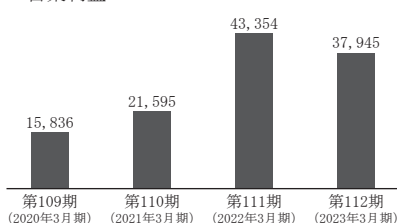
(単位：百万円)

### ■ 当社グループ連結

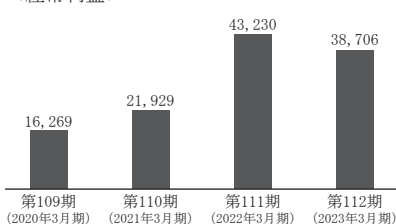
<売上高>



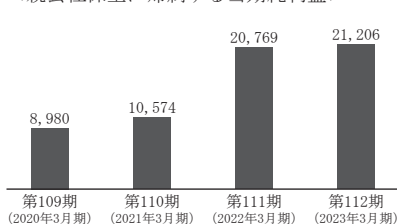
<営業利益>



<経常利益>

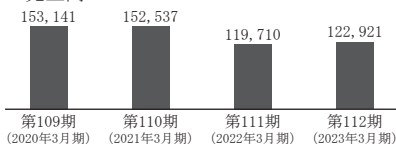


<親会社株主に帰属する当期純利益>

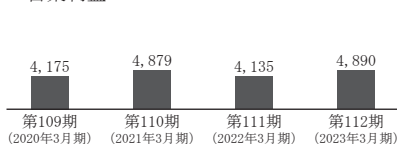


### ■ 宝酒造

<売上高>

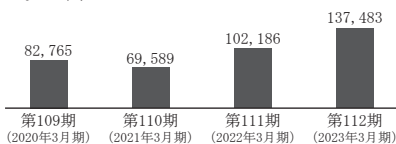


<営業利益>

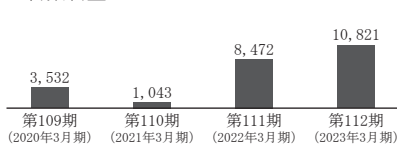


### ■ 宝酒造インターナショナルグループ

<売上高>

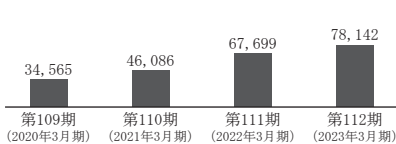


<営業利益>

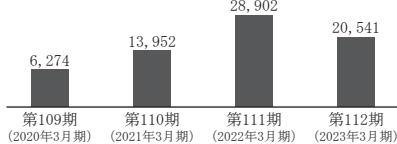


### ■ タカラバイオグループ

<売上高>



<営業利益>





## コーポレートガバナンスの概要

### 1. コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社および当社グループは、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します。」という企業理念のもと、日本伝統の酒造りの発酵技術と最先端のバイオ技術の革新を通じて、食生活や生活スタイル、ライフサイエンスにおける新たな可能性を探求し、新たな価値を創造し続けることによって社会への貢献を果たしています。

当社は、当社グループ創立100周年を迎える2026年3月期を最終年度とする長期経営構想「TaKaRa Group Challenge for the 100<sup>th</sup>」を策定し、当社グループとしての「ありたい姿 (Vision) \*」と、それを実現するための経営戦略・事業戦略を設定しております。

当社は、この「ありたい姿」を実現することこそが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるものであり、その効果的・効率的な実現に向けた透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うためのコーポレートガバナンス体制が必要であると考えております。またそれと同時に、信頼される企業グループであり続けるために、株主、顧客、従業員、債権者、地域社会等のステークホルダーの立場を尊重し、適切なコミュニケーションに努めていくための体制が必要であるとも考えております。

当社は、上記の考え方のもとにコーポレートガバナンス体制を構築していくことで持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることとしております。

\* 「ありたい姿 (Vision) 」

【Smiles in Life ～笑顔は人生の宝～】

「宝グループは、おいしさを追求する技術と革新的なバイオ技術によって、和酒・日本食とライフサイエンスにおける多様な価値を安全・安心に提供する企業グループとして、世界中の暮らしを、命を、人生を、笑顔で満たすために挑戦し続けます。」

### 2. コーポレートガバナンス体制

当社は、持株会社としてグループ経営を行うにあたり、経営に対する実効性の高い監督および監査を行うためには次の体制とすることが最も適切であると考え、コーポレートガバナンス体制として監査役設置会社を選択しております。

- ・各事業に関する高度な専門知識と経験をもつ業務執行取締役と、豊富な経験と幅広い見識を持ち、株主を含むあらゆるステークホルダーの視点に立脚して助言・提言等を行う複数の独立性のある社外取締役とで構成する取締役会が、経営の重要な意思決定を行い、かつ、業務執行の監督を行う。
- ・豊富な経験と幅広い見識を持った独立性のある社外監査役を含め、財務・会計・法務に関する知識を有する監査役が監査役会を構成し、それぞれの監査役がその機能と権限を有効に活用して取締役による業務執行等の監査を行う。

#### ①取締役および取締役会

当社は、一定の基準を満たす者の中から、それぞれの能力・知識・経験・専門性などをふまえ、業務執行の相互の補完と監督機能強化の観点から最もふさわしいと考えられる人物を、その性別・国籍・職歴・年齢等にとらわれることなく取

締役に選任することで、取締役会全体として必要な多様性を確保することとしております。また、経営環境への迅速な対応、取締役の経営責任の明確化のために、取締役の任期は1年としております。

## ② 監査役および監査役会

当社は、財務・会計・法務に関する知識を有する者を監査役に選任することで、監査役および監査役会としての役割および責務を遂行する上で必要な機能を確保することとしております。

## ③ 指名・報酬委員会

当社は、取締役会の機能の独立性・客観性を担保するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会を設置し、その適切な関与を得ることとしております。

<指名・報酬委員会の審議事項>

- ・株主総会に提案する取締役候補者に関する事項
- ・株主総会に提案する取締役の報酬限度額の改定等に関する事項
- ・取締役の個人別の報酬に関する事項
- ・その他取締役の指名や報酬等に関する事項

## 3. 政策保有株式

当社グループでは、当社のグループ会社も含め、各社の関係先企業の株式を保有することがあります。株式の政策保有の方針としては、業務提携、取引の維持および強化など保有目的および便益やリスクをふまえた保有の合理性を各社の取締役会が認めた場合のみとし、当社取締役会は毎年定期的に、個々の保有株式について、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるかを精査し、継続保有の適否を検証し、検証結果を開示することとしております。

2022年4月27日開催の当社取締役会で売却検討銘柄（保有株式の一部を売却対象とする銘柄を含む）に指定した8銘柄のうち1銘柄、および中に売却検討銘柄を追加指定した1銘柄の計2銘柄を2023年3月期末までに売却いたしました。

（売却価額の合計額：795百万円）

また、2023年3月期末時点で当社および当社の子会社が保有する全ての政策保有株式について、2023年4月27日開催の取締役会で継続保有の適否の検証を行い、金融機関7銘柄、サプライヤー・発注先20銘柄、得意先・販売先38銘柄、その他関係先14銘柄の、全79銘柄のうち9銘柄を売却検討銘柄として適時売却の検討を進めることにいたしました。

上記も含めた当社のコーポレートガバナンスに関する情報は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしております。

<https://ir.takara.co.jp/ja/Management/CorporateGovernance.html>



以上

# 事業報告

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、米国や欧州を中心として景気の回復が見られましたが、原材料価格やエネルギー価格の高騰に加え、欧米各国のインフレ抑制に向けた金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、先行きは不透明な状況が続いております。

このような経済状況の中、当社グループは、2020年5月に公表した長期経営構想「TaKaRa Group Challenge for the 100<sup>th</sup>」の実行計画の第1ステップとしての「宝グループ中期経営計画2022」に取り組んでまいりました。当連結会計年度は、その最終年度でありましたが、環境変化に柔軟に対応しつつ、強化すべき領域へ適切な経営資源の配分と投下を行い、収益力を高める多様な「価値」を生み出し続ける事業構造とグローバルなコーポレート機能の再構築を推し進めることで、国内外での持続的な成長の実現とグループの企業価値向上に注力いたしました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高350,665百万円(前期比16.5%増)、売上総利益119,941百万円(同5.6%増)、販売費及び一般管理費81,996百万円(同16.8%増)、営業利益37,945百万円(同12.5%減)、経常利益38,706百万円(同10.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益21,206百万円(同2.1%増)となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

### 〔宝酒造〕

宝酒造は、食品メーカーとして安全・安心な商品の安定的な供給に最優先に取り組むとともに、消費者に支持される差異化ポイントを付与した新商品の開発や高利益商品の育成によるプロダクトミックスの改善などに注力いたしました。また、原材料価格やエネルギー価格の高騰に対しては、徹底したコストダウンや効率化に取り組むとともに、商品価格の改定による利益率の維持・改善に取り組みました。

当セグメントのカテゴリー別の売上状況などは次のとおりであります。

焼酎では、甲類焼酎の大容量商品や35度焼酎などが減少しましたので、減収となりました。清酒では、料飲店市場の回復が進む中、“松竹梅「豪快」”は増加しましたが、家庭向けの“松竹梅「天」”などが減少しましたので、減収となりました。ソフトアルコール飲料では、基幹ブランドと位置づけている“タカラ「焼酎ハイボール」”が引き続き増加し、“タカラ「辛口ゼロボール」”の新発売なども寄与しましたので、増収となりました。調味料では、本みりんや食品調味料などが増加しましたので、増収となりました。原料用アルコール等も増収となりました。

以上の結果、宝酒造の売上高は、122,921百万円(前期比2.7%増)となりました。売上原価は93,645百万円(同3.0%増)となり、売上総利益は29,276百万円(同1.6%増)となりました。販売費及び一般管理費は、人件費や事業場間転送の効率化により運送費などが減少し、24,385百万円(同1.2%減)となりましたので、営業利益は4,890百万円(同18.3%増)となりました。

### 〔宝酒造インターナショナルグループ〕

宝酒造インターナショナルグループは、日本からの酒類の輸出や海外各地で酒類の製造・販売を行う海外酒類事業と海外の日本食レストランや小売店などに日本食材などを販売する海外日本食材卸事業を展開しております。

当セグメントの売上状況などは次のとおりであります。

#### 海外酒類事業

ウイスキーはプレミアムバーボン“Blanton’s”が引き続き好調に推移し、スコッチウイスキー“Tomatin”も売上を伸ばしました。清酒など和酒の売上は、中国ではコロナ禍の影響を大きく受けて減少したものの、市場規模が大きい米国では増加しましたので、海外酒類事業の売上高は18,253百万円(前期比29.8%増)となりました。

#### 海外日本食材卸事業

米国や欧州などの料飲店市場の好調に加え、小売店やネット通販などの販売チャネルの多角化への取組みや、顧客ニーズに即した商品調達と供給体制の整備にも取り組んだことなどにより、海外日本食材卸事業の売上高は、121,354百万円(前期比35.2%増)となりました。

以上の結果、セグメント内取引消去後の宝酒造インターナショナルグループの売上高は、137,483百万円(前期比34.5%増)となりました。売上原価は95,088百万円(同35.8%増)となり、売上総利益は42,394百万円(同31.9%増)となりました。販売費及び一般管理費は、人件費や運送費などが増加し、31,573百万円(同33.4%増)となりましたので、営業利益は10,821百万円(同27.7%増)となりました。

### 〔タカラバイオグループ〕

タカラバイオグループは、バイオテクノロジーを利用する研究開発活動がますます広がりを見せる中、こうした研究開発活動を支援する試薬・機器を開発し、世界中のバイオ研究者に提供する事業を展開しております。また、近年、製薬企業などで開発が盛んな再生・細胞医療・遺伝子治療の開発・製造を支援するCDMO受託を展開しております。CDMOとは医薬品の製法開発から製造までの工程を受託する事業を指し、タカラバイオグループでは、遺伝子治療の分野に注力しております。その他、遺伝子医療事業では、遺伝子治療薬の製造補助剤の製造・販売、新規モダリティ(治療法)の創出、臨床開発プロジェクトを進め、独自のバイオ創薬基盤技術の価値の最大化に取り組んでおります。

当セグメントの売上状況は、機器・受託事業の売上高が減少したものの、試薬事業の売上高が抗原検査試薬を含む新型コロナウイルス検査関連試薬の大幅

伸長により、増加いたしました。また、遺伝子医療事業の売上高も増加いたしました。

以上の結果、売上高は、78,142百万円(前期比15.4%増)となりました。売上原価は、売上構成の変化等により、33,377百万円(同80.5%増)となり、売上総利益は44,765百万円(同9.0%減)となりました。販売費及び一般管理費は、人件費や研究開発費などが増加し、24,224百万円(同19.3%増)となりましたので、営業利益は、20,541百万円(同28.9%減)となりました。

#### 〔その他〕

その他のセグメントは、不動産賃貸事業、物流事業、ワイン輸入販売などがあります。当セグメントの売上高は、ワインの輸入販売が引き続き好調に推移したことにより、30,950百万円(前期比0.8%増)となりました。売上原価は26,770百万円(同0.5%増)となり、売上総利益は4,179百万円(同2.1%増)となりました。販売費及び一般管理費は、運送費などが増加し、1,885百万円(同0.8%増)となりましたので、営業利益は2,293百万円(同3.2%増)となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、無形固定資産、建設仮勘定に計上したものを含め総額14,165百万円でありました。

そのうち主要なものは次のとおりであります。

#### ①当連結会計年度中に完成した主要設備

タカラバイオ株式会社  
管理棟(新設)

#### ②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充、改修

タカラバイオ株式会社  
ワクチン関連およびCDMO事業等のデュアルユース製造設備

#### ③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度は特記すべき資金調達は行っておりません。

なお、当社は機動的な資金調達を目的として、融資枠10,000百万円のコミットメントラインを設定しておりますが、当連結会計年度中は借入を行っておりません。

#### (4) 直前3事業年度の企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 109 期 (2020年3月期)	第 110 期 (2021年3月期)	第 111 期 (2022年3月期)	第 112 期 (2023年3月期)
売 上 高 (百万円)	281,191	278,443	300,918	350,665
営 業 利 益 (百万円)	15,836	21,595	43,354	37,945
経 常 利 益 (百万円)	16,269	21,929	43,230	38,706
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	8,980	10,574	20,769	21,206
1株当たり当期純利益 (円)	45.11	53.48	105.05	107.26
総 資 産 (百万円)	283,882	306,918	362,438	399,174
純 資 産 (百万円)	181,329	191,535	224,555	255,318
1株当たり純資産額 (円)	747.39	793.53	912.58	1,031.60

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第111期の期首より適用しており、第111期以降に係る財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (5) 重要な子会社の状況

会 社 名	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 の 内 容
宝酒造株式会社	100.0	酒類、調味料、原料用アルコールの製造・販売
宝酒造インターナショナル株式会社	100.0	グループ会社の管理、酒類・調味料の輸出版売
Takara Sake USA Inc.	(100.0)	酒類、調味料の製造・販売
Age International, Inc.	(100.0)	バーボンウイスキーの販売
The Tomatin Distillery Co. Ltd	(94.2)	スコッチウイスキーの製造・販売
FOODEX S. A. S.	(100.0)	酒類、食品、調味料等の輸入および卸売業
Cominport Distribución S.L.	(100.0)	酒類、食品、調味料等の輸入および卸売業
Tazaki Foods Ltd.	(100.0)	酒類、食品、調味料等の輸入および卸売業
Mutual Trading Co., Inc.	(70.7)	酒類、食品、調味料等の輸入および卸売業
Nippon Food Supplies Company Pty Ltd	(100.0)	酒類、食品、調味料等の輸入および卸売業
タカラバイオ株式会社	60.9	試薬および機器の開発・製造・販売、受託、遺伝子医療
Takara Bio USA, Inc.	(100.0)	試薬および機器の開発・製造・販売
宝生物工程(大連)有限公司	(100.0)	試薬の開発・製造・販売、受託
宝日医生物技術(北京)有限公司	(100.0)	試薬および機器の販売
Takara Bio Europe S. A. S.	(100.0)	試薬の製造・販売、機器の販売、受託
タカラ物流システム株式会社	100.0	貨物運送業
株式会社ラック・コーポレーション	100.0	ワインの輸入販売

(注) 議決権比率の( )内は間接所有割合であります。

## (6) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、国内では高齢化・人口減少や若年層の飲酒離れによる酒類市場の長期的な縮小や、人材確保難等による人件費、物流費の高止まりが続くなど、今後も厳しさを増してくることが予想されます。また、地政学的要因を背景としたグローバルなサプライチェーンへの影響等により、原材料や燃料の高騰を起点として、国内外での様々なコストアップが懸念され、安定的な調達に対するリスクも高まっています。さらに、新型コロナウイルス

ルス感染症の流行が収束に向かい、新型コロナウイルス検査関連試薬の需要は急速に減少することが予想されます。

一方で、ノンアルコール飲料も含めた国内のRTD市場では厳しい競争下ながらも市場の拡大が見込まれ、世界的な和酒・日本食市場は引き続き成長が期待されるほか、バイオ産業の市場規模は、再生・細胞医療・遺伝子治療等を中心に長期的な拡大が予想されており、当社グループにとって成長を見込める機会も数多く存在しています。また、気候変動、生物多様性保全、資源保全、人権尊重といった多様な課題への対応が世界的規模で求められており、持続可能な社会づくりに向けた企業の責任はますます大きくなってきています。そして、持続的な成長や企業価値の向上に向けては、資本効率性の向上による成長・強化領域への投資の強化や、人的資本やITなどの無形資産への投資の強化と活用がこれまで以上に重要になってきています。

このような状況を踏まえ、当社グループでは、2026年3月期を最終年度とする長期経営構想「TaKaRa Group Challenge for the 100<sup>th</sup>」（以下、「TGC100」という。）の実行計画の総仕上げに向けた「宝グループ中期経営計画2025（以下、「本中計」という。）」を策定いたしました。本中計では、独自のビジネスモデルの確立と事業推進によって、事業の「稼ぐ力」を向上させながら、社会課題の解決に貢献することで、TGC100で掲げるVision「Smiles in Life～笑顔は人生の宝～」の実現を目指してまいります。

「宝グループ中期経営計画2025」の概要は以下のとおりであります。

## 「宝グループ中期経営計画2025」

### 経営方針

～成長・強化領域への投資を加速させ、企業価値を高める3年間～

成長・強化領域への投資を加速させ、生産性の向上やイノベーションの創出を働きがいを高めることで実現し、グローバルかつサステナブルな宝独自の2つのビジネスモデル<sup>※</sup>を確立・強化することで、バランスのとれた事業ポートフォリオでの持続的な成長とVisionの実現を達成する。加えて、コーポレートとしての情報発信とコミュニケーションを強化することで、企業価値を高める。

※宝独自の2つのビジネスモデル

宝酒造・宝酒造インターナショナルグループ

日本食文化（和酒・日本食）の世界浸透推進

タカラバイオグループ

ライフサイエンス産業におけるインフラを担うグローバルプラットフォーム

### 定量目標

2026年3月期 宝グループ連結

- ・売上高 4,200億円以上
- ・営業利益 380億円以上
- ・海外売上高比率 60.0%以上

(タカラバイオグループを除く海外売上高比率60.0%以上)



- ・ ROE 9.0%以上
- ・ ROIC 7.5%以上

## 事業方針

### <宝酒造>

「グローバル和酒No.1」の源泉として、伸長領域を中心に、高い技術力と「NIPPON品質」に基づいた新たな市場を創造する商品の開発・育成やブランド価値の向上に注力するとともに、宝酒造インターナショナルグループとの協業も加速させ、社会課題の解決に貢献しながら、利益額・率を大きく向上させる。

### <宝酒造インターナショナルグループ>

宝酒造や国内外のグループ会社との協業を加速し、現地のニーズを捉えた輸出・現地生産の商品ポートフォリオ拡充と、和酒に強みを持った日本食材卸としてのプレゼンスの向上によって、和酒と日本食の相乗効果を最大限に発揮した「日本食文化の世界浸透」を推進し、社会課題の解決に貢献しながらグローバル和酒・日本食材No.1企業を目指す。

宝酒造と宝酒造インターナショナルグループにおいては、両社の協業をこれまで以上に推進し、国内外のニーズやトレンドを捉えて、スパークリング日本酒「漣」のグローバルブランド化を中心に、トラディショナル、イノベーティブの両面から和酒の開発とブランド育成を進めることで、世界の市場に和酒を拡大し、グローバル和酒No.1企業としてのプレゼンスを高める。

### <タカラバイオグループ>

試薬・機器の新製品やCDMOメニューの開発および新モダリティを創出する基盤技術の開発に向けてR&D費用を積極的に投下することで、臨床・創薬分野への事業領域拡大を加速させながら、「ライフサイエンス産業におけるインフラを提供するグローバルプラットフォーム」としての存在感を高める。

### <コーポレート部門>

“事業と一体”となって、グローバルでサステナブルなビジネスモデルを強固に支えるグループ経営機能を強化するとともに、グループ全体の生産性の向上やイノベーションの創出の実現に向けた「働きがい」のある環境を構築しながら、コーポレートとしての情報発信とコミュニケーションを強化し、社内外のステークホルダーからの宝グループの評価を向上させる。

## 財務方針

- ・健全な財務体質の維持をベースとして、成長・強化領域への投資を加速するために、グローバルなキャッシュマネジメントを強化するとともに、資産の効率性の向上や、政策保有株式の売却等によりキャッシュフローを創出する。
- ・利益水準に応じた適切な株主還元（配当性向35%を目途）を実施する。

当社グループは「Smiles in Life～笑顔は人生の宝～」をありたい姿（Vision）として掲げ、世界中の暮らしを、命を、人生を、笑顔で満たすために挑戦し続けることを宣言しています。そして、事業活動を通じた社会的価値の創造を将来にわたって実現し続けていくためには、様々な社会課題の解決にこれまで以上に取り組む必要があるという認識のもと、「宝グループ・サステナビリティ・ポリシー」を策定しています。

「宝グループ・サステナビリティ・ポリシー」では、当社グループを取り巻く社会課題について、「安全・安心」をはじめとする10の重要課題（マテリアリティ）を取り上げ、各々についての取り組み方針を示しており、さらに、その方針に基づく具体的な中長期目標を設定した「宝グループ・サステナビリティ・ビジョン」を策定しています。

当社グループは、これからも事業活動を通じた社会的価値の創造により、ステークホルダーの皆様から信頼される企業グループを目指すとともに、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

#### （7）企業集団の主要な事業セグメント（2023年3月31日現在）

当社は、グループ会社の株式を保有することにより事業活動を支配および管理する持株会社であります。

当社グループが営む事業セグメント別の主要な事業の内容は次のとおりであります。

事業セグメントの名称	主 要 な 事 業 の 内 容
宝 酒 造	焼酎・清酒・ソフトアルコール飲料・本みりん・食品調味料・原料用アルコールの製造・販売
宝酒造インターナショナルグループ	酒類・調味料の輸出販売、海外における日本食材の輸入および卸売業ならびにウイスキー・清酒の製造・販売
タカラバイオグループ	試薬および機器の開発・製造・販売、受託、遺伝子医療
そ の 他	貨物運送、不動産賃貸、ワインの輸入販売

(8) 企業集団の主要な拠点等 (2023年3月31日現在)

当社 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地

(宝酒造)

宝酒造株式会社 本社事務所 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地  
東京事務所 東京都中央区日本橋二丁目15番10号  
支社 北海道支社 (北海道)、東北支社 (宮城県)、  
首都圏支社 (東京都)、関信越支社 (群馬県)、  
中部支社 (愛知県)、西日本支社 (大阪府)、  
九州支社 (福岡県)  
工場 松戸工場 (千葉県)、楠工場 (三重県)、  
伏見工場 (京都府)、白壁蔵 (兵庫県)、  
黒壁蔵 (宮崎県)、島原工場 (長崎県)

(宝酒造インターナショナルグループ)

宝酒造インターナショナル株式会社 (京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地)  
Takara Sake USA Inc. (米国)  
Age International, Inc. (米国)  
The Tomatin Distillery Co. Ltd (英国)  
FOODEX S. A. S. (仏国)  
Cominport Distribución S.L. (スペイン)  
Tazaki Foods Ltd. (英国)  
Mutual Trading Co., Inc. (米国)  
Nippon Food Supplies Company Pty Ltd (豪州)

(タカラバイオグループ)

タカラバイオ株式会社 本社 滋賀県草津市野路東七丁目4番38号  
事業所 草津事業所 (滋賀県)  
Takara Bio USA, Inc. (米国)  
宝生物工程 (大連) 有限公司 (中国)  
宝日医生物技術 (北京) 有限公司 (中国)  
Takara Bio Europe S. A. S. (仏国)

(その他)

タカラ物流システム株式会社 (京都府)  
株式会社ラック・コーポレーション (東京都)

(9) 企業集団の従業員の状況 (2023年3月31日現在)

事業セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
宝 酒 造	1,243名	31名減
宝酒造インターナショナルグループ	1,633名	145名増
タカラバイオグループ	1,793名	127名増
そ の 他	312名	10名減
当 社	190名	6名増
合 計	5,171名	237名増

(10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,795百万円
農 林 中 央 金 庫	1,340百万円

(注) 上記のほか、シンジケートローンによる借入金 (総額15,000百万円) があります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 870,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 199,699,743株（自己株式1,995,612株を含む。）
- (3) 株主数 83,851名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	35,910	18.16
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	16,994	8.60
株式会社みずほ銀行	9,738	4.93
農林中央金庫	9,500	4.81
明治安田生命保険相互会社	5,370	2.72
株式会社京都銀行	5,000	2.53
東京海上日動火災保険株式会社	3,878	1.96
国分グループ本社株式会社	3,489	1.77
宝グループ社員持株会	3,208	1.62
日本アルコール販売株式会社	3,000	1.52

- (注) 1. 持株数の千株未満は切り捨てております。  
2. 持株比率は、自己株式（1,995千株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	木村 睦	宝酒造株式会社取締役、 宝酒造インターナショナル株式会社取締役、 タカラバイオ株式会社取締役
常務取締役	高橋 秀夫	人事、総務、環境広報担当
取締役	仲尾 功一	タカラバイオ株式会社代表取締役社長
取締役	森 圭助	事業管理、財務・IR、経理、事業支援・IT推進担当
取締役	友常 理子	弁護士 田辺総合法律事務所パートナー、 株式会社弘電社社外取締役 (監査等委員)
取締役	川上 智子	早稲田大学大学院 商学学術院 経営管理研究科教授、 株式会社オープンアップグループ社外取締役
常勤監査役	三井 照明	宝酒造株式会社監査役、 宝酒造インターナショナル株式会社監査役
常勤監査役	山中 俊人	
常勤監査役	鈴木 洋一	宝酒造株式会社監査役、 宝酒造インターナショナル株式会社監査役
常勤監査役	松永 論	
監査役	北井 久美子	勝どき法律事務所弁護士、 大崎電気工業株式会社社外監査役、 石油資源開発株式会社社外取締役、 東京都労働委員会委員

(注) 1. 「重要な兼職の状況」について

当社子会社の役職に関しては、当社の重要な子会社（1. (5)「重要な子会社の状況」に記載）における重要な職務を記載の対象としております。

- 取締役 友常理子および川上智子の両氏は、社外取締役であります。
- 常勤監査役 山中俊人および松永 論ならびに監査役 北井久美子の3氏は、社外監査役であります。
- 取締役 友常理子および川上智子ならびに常勤監査役 山中俊人および監査役 北井久美子の4氏については、当社が株式を上場している東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。
- 常勤監査役 三井照明氏は当社の経理部門の責任者としての業務経験等を通じて、また、常勤監査役 山中俊人および松永 論の両氏はともに金融機関での長年の業務経験その他を通じて、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 当事業年度中の取締役の異動
  - 2022年6月29日付で、取締役 大宮 久および村田謙二の両氏は任期満了により退任しました。また、2022年8月20日、取締役 吉田寿彦氏（社外取締役、吉田寿彦税理士事務所税理士）は逝去により退任しました。
  - 2022年6月29日開催の取締役会において、取締役 高橋秀夫氏は常務取締役に新たに選定され、就任しました。

7. 2023年4月1日付で組織改正を行ったこと等に伴い、取締役の担当を一部変更し、次のとおりとしました。

常務取締役	高橋秀夫	人事、総務、広報・IR担当
取締役	森 圭助	事業管理、サステナビリティ推進、経理・財務、事業支援・IT推進担当

## (2) 取締役および監査役の報酬等

### ① 報酬等の内容の決定に関する方針等

#### イ. 取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する基本方針等

当社の取締役および監査役の報酬は、株主総会決議に基づくそれぞれの報酬総額の限度額の範囲内において、取締役会にて承認された「役員報酬内規」に基づき、取締役については代表取締役社長が、指名・報酬委員会の審議を経た上で取締役会決議により委任を受けて決定することとし、また、監査役については監査役の協議により決定することとしております。なお、「役員報酬内規」の条項の改定は、取締役に関する部分は取締役会の決議、監査役に関する部分は監査役の協議を経るものとしております。

当社の業務執行取締役の報酬は、役位および役割に応じた固定報酬とインセンティブの強化を目的とする業績連動報酬とで構成し、社外取締役および監査役の報酬は、その役割に鑑み、固定報酬のみとしております。

#### ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にかかる次の方針を決定しております。

##### a. 固定報酬の額の決定等に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、役位および役割に応じて、当社の業績その他経済状況等も考慮しながら総合的に勘案してその額を決定するものとし、毎月一定の時期に支給するものとしております。

##### b. 業績連動報酬の額の決定等に関する方針

当社の業務執行取締役の業績連動報酬は、前事業年度の業績連動報酬の支給額と各々の前事業年度の業績評価点数をもとにその額を決定するものとし、毎月一定の時期に支給するものとしております。前事業年度の業績評価点数は、当社が最も重視すべき経営指標として位置付けている連結営業利益を主たる評価指標として算定することとしております。

##### c. 業務執行取締役の固定報酬の額および業績連動報酬の額の割合の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の報酬は、すべての役位において、固定報酬の額と業績連動報酬の標準額との割合を1：1とすることを基本としてそれぞれの額を決定することとしております。

d. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

取締役会決議により当社の取締役の報酬の決定の委任を受ける代表取締役社長の権限は、本方針に沿って各取締役の個人別の固定報酬および業績連動報酬のそれぞれの額を決定することとし、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長によるこれらの決定にあたっては、指名・報酬委員会の審議を経ることとしております。

② 当事業年度にかかる報酬等の総額等

役員区分	固定報酬額		業績連動報酬額		合計 (百万円)
	対象員数	総額 (百万円)	対象員数	総額 (百万円)	
取締役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	90 (18)	6名 (-)	90 (-)	180 (18)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	91 (49)	- (-)	- (-)	91 (49)
合計 (うち社外役員)	14名 (6名)	181 (68)	6名 (-)	90 (-)	271 (68)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）、監査役は5名（うち社外監査役3名）であります。上記の取締役の人数と相違しておりますのは、上記には当事業年度中に退任した取締役3名（うち社外取締役1名）が含まれているためであります。
3. 業績連動報酬は、前事業年度の業績連動報酬の支給額と各々の前事業年度の業績評価点数をもとに、代表取締役社長が指名・報酬委員会の審議等を経て決定しております。前事業年度の業績評価点数は、連結営業利益を主たる評価指標として算定しております。これは、連結営業利益を最も重視すべき経営指標として位置付けているためであります。連結営業利益の実績は、前記1.（4）「直前3事業年度の企業集団の財産および損益の状況」に記載のとおりであります。
4. 取締役の報酬限度額は、固定報酬額については、2019年6月27日開催の第108回定時株主総会において年額136百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議いただいております。同総会最終時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）であります。  
また、業績連動報酬額（社外取締役以外の取締役を対象）については、2015年6月26日開催の第104回定時株主総会において年間につき前事業年度の連結営業利益の1%相当額以内と決議いただいております。同総会最終時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は8名であります。  
なお、これらの額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。
5. 監査役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第106回定時株主総会において年額120百万円以内と決議いただいております。同総会最終時点の監査役の員数は5名（うち社外監査役3名）であります。



6. 当事業年度にかかる各取締役の個人別の固定報酬および業績連動報酬のそれぞれの額に関しては、取締役会は、代表取締役社長 木村 睦氏にその決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ、各取締役の個々の業績の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであり、委任された権限が適切に行使されるよう、これらの決定にあたっては、指名・報酬委員会の審議等を経ております。
- また、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会において、前記①ロ. 記載の「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等」に沿ったものであると確認したことを含め承され、同委員会からその旨の助言を得ていることから、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 友常理子および川上智子ならびに社外監査役 山中俊人、松永 諭および北井久美子の5氏との間で、会社法第425条第1項各号の額の合計額を責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

なお、2022年8月20日退任した社外取締役 吉田寿彦氏とも同様の責任限定契約を締結しておりました。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および日本国内の子会社（タカラバイオ株式会社を除く11社）の取締役、監査役および執行役員等を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年ごとに契約を更新しております。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の業務執行者または社外役員等の兼職の状況

地位	氏名	兼職先および兼職の状況
社外取締役	友常理子	弁護士 田辺総合法律事務所 パートナー 株式会社弘電社 社外取締役（監査等委員）
社外取締役	川上智子	早稲田大学大学院 商学大学院 経営管理研究科 教授 株式会社オープンアップグループ 社外取締役
社外監査役	北井久美子	大崎電気工業株式会社 社外監査役 石油資源開発株式会社 社外取締役

(注) 上記各兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

### イ. 社外取締役

氏名	出席状況、発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
吉田 寿彦	<p>当事業年度中、2022年8月20日の取締役退任までの間に開催された取締役会6回中5回に出席いたしました。これまでの職歴などを通じた税務等に関する豊富な経験と実績および高い見識に基づき、必要に応じて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問その他の発言を行っており、専門的な立場から監督、助言等を行うための役割を適切に果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、退任までの間に1回開催された同委員会に出席し、取締役候補者の指名や取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を担保する機能を担っております。</p>
友常 理子	<p>当事業年度中に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。これまでの職歴などを通じた企業法務等に関する豊富な経験と実績および高い見識に基づき、必要に応じて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問その他の発言を行っており、専門的な立場から監督、助言等を行うための役割を適切に果たしております。また、指名・報酬委員会の委員（吉田寿彦氏の取締役退任後は委員長）として、当事業年度中に開催された同委員会3回のすべてに出席し、取締役候補者の指名や取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を担保する機能を担っております。</p>
川上 智子	<p>当事業年度中に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。これまでの職歴などを通じた経営学およびマーケティング等に関する豊富な経験と実績および高い見識に基づき、必要に応じて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問その他の発言を行っており、専門的な立場から監督、助言等を行うための役割を適切に果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度中に開催された同委員会3回のすべてに出席し、取締役候補者の指名や取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を担保する機能を担っております。</p>

ロ. 社外監査役

氏 名	出席状況および発言状況
山 中 俊 人	当事業年度中に開催された取締役会14回および監査役会13回のすべてに出席いたしました。これまでの職歴などを通じた業務経験と財務および会計に関する相当程度の知見および高い見識に基づき、必要に応じて、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を行っております。
松 永 諭	当事業年度中に開催された取締役会14回および監査役会13回のすべてに出席いたしました。これまでの職歴などを通じた業務経験と財務および会計に関する相当程度の知見および高い見識に基づき、必要に応じて、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を行っております。
北 井 久美子	当事業年度中に開催された取締役会14回および監査役会13回のすべてに出席いたしました。これまでの職歴などを通じた労働法制等に関する豊富な経験と実績および高い見識に基づき、必要に応じて、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を行っております。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	66百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	139百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査および金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として気候関連財務情報開示への対応に関する助言指導業務についての対価を支払っております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査内容、職務執行状況および監査報酬の推移等について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 当社の重要な子会社のうち海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することといたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定することといたします。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	241,513	流動負債	67,454
現金及び預金	96,820	支払手形及び買掛金	21,775
受取手形及び売掛金	61,624	短期借入金	4,919
電子記録債権	8,093	未払酒税	5,815
商品及び製品	57,812	未払費用	6,368
仕掛品	1,718	未払法人税等	2,220
原材料及び貯蔵品	7,372	賞与引当金	3,380
その他	8,765	その他	22,975
貸倒引当金	△694	固定負債	76,401
固定資産	157,661	社債	20,000
有形固定資産	88,890	長期借入金	15,186
建物及び構築物	36,778	リース債務	4,452
機械装置及び運搬具	15,265	繰延税金負債	4,855
土地	20,861	退職給付に係る負債	8,925
リース資産	789	その他	22,980
建設仮勘定	3,662	負債合計	143,856
その他の他	11,533	純資産の部	
無形固定資産	15,931	株主資本	177,363
のれん	10,668	資本金	13,226
その他	5,262	資本剰余金	1,994
投資その他の資産	52,838	利益剰余金	163,825
投資有価証券	30,573	自己株式	△1,682
退職給付に係る資産	1,054	その他の包括利益累計額	26,588
繰延税金資産	2,170	その他有価証券評価差額金	12,974
その他	19,103	繰延ヘッジ損益	286
貸倒引当金	△64	為替換算調整勘定	13,686
		退職給付に係る調整累計額	△359
		非支配株主持分	51,366
		純資産合計	255,318
資産合計	399,174	負債純資産合計	399,174

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

## 連 結 損 益 計 算 書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		350,665
売 上 原 価		230,723
売 上 総 利 益		119,941
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		81,996
営 業 利 益		37,945
営 業 外 収 益		1,678
受 取 利 息	265	
受 取 配 当 金	800	
不 動 産 賃 貸 料	176	
そ の 他	436	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	324	917
為 替 差 損	222	
そ の 他	370	
経 常 利 益		38,706
特 別 利 益		1,681
固 定 資 産 売 却 益	264	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	674	
受 取 保 険 金	678	
そ の 他	63	
特 別 損 失		694
固 定 資 産 除 売 却 損	499	
そ の 他	195	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		39,692
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10,144	11,001
法 人 税 等 調 整 額	857	
当 期 純 利 益		28,690
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		7,483
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		21,206

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

## 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	30,246	流動負債	8,425
現金及び預金	19,078	短期借入金	4,721
売掛金	449	未払金	361
前払費用	171	未払消費税等	49
短期貸付金	9,108	未払費用	337
その他の	1,438	未払法人税等	107
固定資産	94,201	預り金	2,361
有形固定資産	3,273	賞与引当金	202
建物	808	その他の	284
構築物	47	固定負債	41,626
車両運搬具	13	社債	20,000
工具、器具及び備品	243	長期借入金	15,100
土地	2,066	繰延税金負債	5,303
リース資産	94	退職給付引当金	888
無形固定資産	430	長期預り金	271
ソフトウェア	417	その他の	63
その他の	13	負債合計	50,052
投資その他の資産	90,497	純資産の部	
投資有価証券	25,417	株主資本	61,854
関係会社株式	57,562	資本金	13,226
長期貸付金	6,869	資本剰余金	3,158
その他の	685	資本準備金	3,158
貸倒引当金	△36	その他資本剰余金	0
		利益剰余金	47,151
		利益準備金	3,305
		その他利益剰余金	43,846
		固定資産圧縮積立金	234
		特定株式取得積立金	126
		別途積立金	35,000
		繰越利益剰余金	8,485
		自己株式	△1,682
		評価・換算差額等	12,542
		その他有価証券評価差額金	12,542
資産合計	124,448	純資産合計	74,396
		負債純資産合計	124,448

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

## 損 益 計 算 書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
営 業 収 入		10,809
営 業 費 用		
営 業 原 価	2,622	
販売費及び一般管理費	2,183	4,806
営 業 利 益		6,003
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	925	
そ の 他	28	954
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	169	
そ の 他	32	201
経 常 利 益		6,755
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	674	674
特 別 損 失		
固定資産除売却損	0	
投資有価証券評価損	1	2
税 引 前 当 期 純 利 益		7,428
法人税、住民税及び事業税	292	
法 人 税 等 調 整 額	61	353
当 期 純 利 益		7,074

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)



## 独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

宝ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
京都事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石井尚志

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辻 知美

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、宝ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宝ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

宝ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
京都事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石井尚志

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辻 知美

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、宝ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、代表取締役と定期的に意見交換を行った他、社外取締役とも会合を持ち、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、海外を含む子会社から事業の報告を受け、必要に応じて訪問あるいはオンライン形式で業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

### 宝ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	三井照明 ㊟
常勤監査役	山中俊人 ㊟
常勤監査役	鈴木洋一 ㊟
常勤監査役	松永諭 ㊟
監査役	北井久美子 ㊟

(注) 常勤監査役山中俊人、常勤監査役松永諭及び監査役北井久美子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

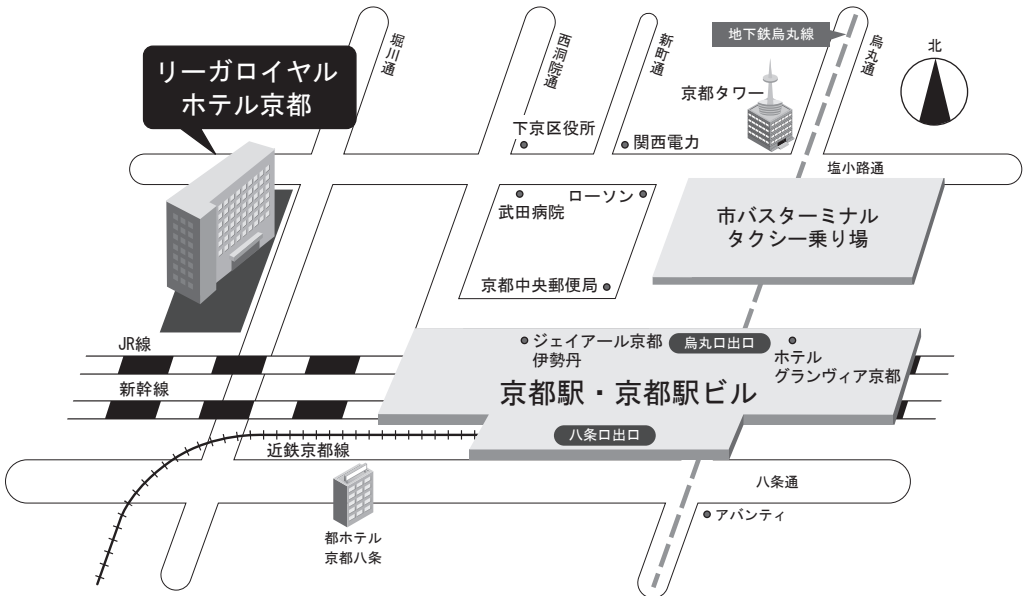
以上



# 定時株主総会会場ご案内図

会場

京都市下京区東堀川通塩小路下松明町1番地  
リーガロイヤルホテル京都2階「春秋の間」



※ご来場の株主様へのお土産の用意は、ございません。

